

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：アイ・ウェイウェイ（艾未未）《安全な通行》2016《Reframe》2016 撮影：加藤健 ©Ai Weiwei Studio

右上：ジョコ・アヴィアント 《善と悪の境界はひどく縮れている》2017 撮影：加藤健

左下：クリスチャン・ヤンコフスキー 《重量級の歴史》2013 Photographer: Szymon Rogynski Courtesy: the artist, Lisson Gallery

平成29年11月
横浜市



提案・要望事項

国と地方が一体となった文化芸術振興の推進	1
高齢者が安心して暮らすための介護サービス基盤の確保の推進	3
旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致に向けた協力	7
道路整備費枠の拡大と特例措置の継続	9
国際競争力及び防災力の強化に向けた高速道路等の整備推進	11
道路の踏切対策及び防災・安全対策の推進	13
都市鉄道利便増進事業【神奈川東部方面線】の推進	15
横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた事業費の確保	17

国と地方が一体となった文化芸術振興の推進 (文部科学省、文化庁)

発信力のある地方自治体への積極的支援の実施

「国際文化芸術発信拠点形成事業」「文化芸術創造拠点形成事業」の確実な予算化

【提案の背景・必要性】

- ・平成 29 年 6 月に、文化芸術基本法が施行され、文化芸術と観光・まちづくり・国際交流等の各分野との連携を図ることが盛り込まれました。文化芸術が、国全体の閉塞状況を打破し、活力ある地域の発展を築く推進力となることが期待されています。
- ・「文化芸術立国」の実現に向けては、文化資源が付加価値を生み、その付加価値が社会的・経済的な価値の創出や更なる文化芸術の振興につながるなど、「社会のインフラ」となっていくことが求められています。
- ・横浜市では、文化芸術の創造性を活かして、文化芸術振興、観光振興、まちづくり等の施策を一体的に推進しており、市民が誇れる都市、国内外から選ばれる都市として持続的に発展することを目指し、都市ブランド力の強化に取り組んでいます。
- ・これをけん引する重要なプロジェクトとして、横浜トリエンナーレ、ダンス、音楽の 3 つのフェスティバルを開催し、市民が自ら文化芸術を創造し、楽しむ市民参加の場と、国際発信力のあるコンテンツを両輪として提供しています。

【提案内容の説明】

- ・文化芸術が「社会のインフラ」となっていくためには、法改正の機会を逃さず、将来の我が国への投資という観点からも国の文化予算を拡充し、国と地方が一体となって、地域振興に寄与する文化芸術活動等の支援に取り組んでいく必要があります。
- ・そこで、世界の注目が集まるラグビーワールドカップ 2019TM、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの機会を文化芸術分野でも最大限に生かせるよう、30 年度概算要求における「国際文化芸術発信拠点形成事業」や「文化芸術創造拠点形成事業」を確実に予算化し、地方自治体の行う事業を積極的に支援することを提案します。
- ・特に、新規事業である「国際文化芸術発信拠点形成事業」は、国内外への発信力や、経済波及効果、パブリシティ効果の高い文化芸術フェスティバル等の取組を支援するものであり、確実に実施することが必要です。

■横浜らしい特色のある3つの文化芸術フェスティバル

現代アートの国際展

ダンスフェスティバル

音楽フェスティバル

横浜トリエンナーレ

2001年 第1回展
 :
 2014年 第5回展
 2017年 第6回展
 2020年 第7回展(予定)



経済波及効果
23億円
 来場者数
21万人

【2014年】

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA

2012年 第1回
 2015年 第2回
 2018年 第3回(予定)



経済波及効果
54億円
 来場者数
106万人

【2015年、主催・共催事業のみ】

横浜音祭り

2013年 第1回
 2016年 第2回
 2019年 第3回(予定)



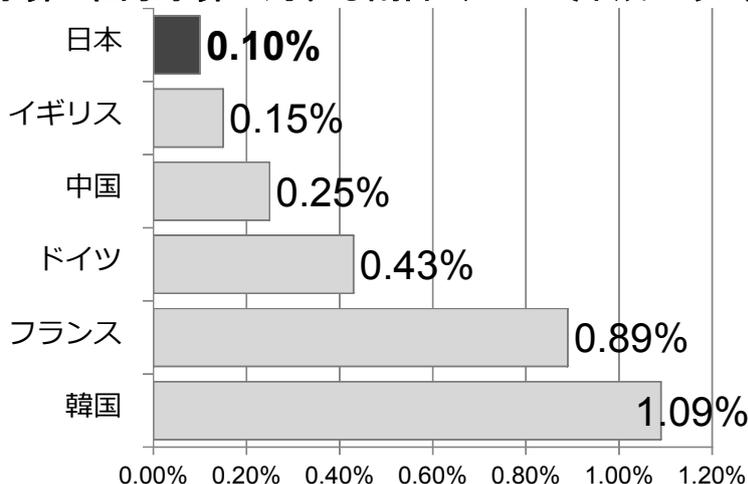
経済波及効果
35億円
 来場者数
106万人

【2016年、主催・共催事業のみ】

【2018（平成30）年開催予定のダンスフェスティバル】

- 横浜の夜景や港などの特性を活かした公演に加え、クリエイティブ・チルドレン（次世代育成）や障害の有無、国籍、性別を越えたクリエイティブ・インクルージョン（共生社会の実現）の視点を盛り込んだプログラムを実施するなど、誰もが参加し、楽しめるダンスフェスティバルとして実施します。
- 2018年は日仏友好160周年であることから、友好都市であるフランスリヨン市のリヨン・ダンス・ビエンナーレとの連携による日仏共同制作作品の日本初演や、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックにちなみ、英国のアーティスト招聘事業を実施することで、日本と英仏両国の文化交流にも貢献します。

■各国の文化予算の国家予算に対する割合（2016〔平成28〕年）



高齢者が安心して暮らすための介護サービス基盤の確保の推進（厚生労働省、財務省）

- 1 特別養護老人ホーム整備のための国有地の更なる活用
- 2 認知症対応型グループホームへの補足給付の実施

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年に、要介護認定者数は現在の1.4倍（23万人）、認知症高齢者数は2015（平成27）年と比べて1.4倍（20万人）まで急増すると推計しています。
- ・ これに伴い、常時介護を必要とし、かつ、在宅での生活が困難な方が入所する特別養護老人ホームをはじめとした介護施設は大幅に不足することが見込まれています。また、認知症になっても安心して暮らしていけるための施策の充実も必要です。

【提案内容の説明】

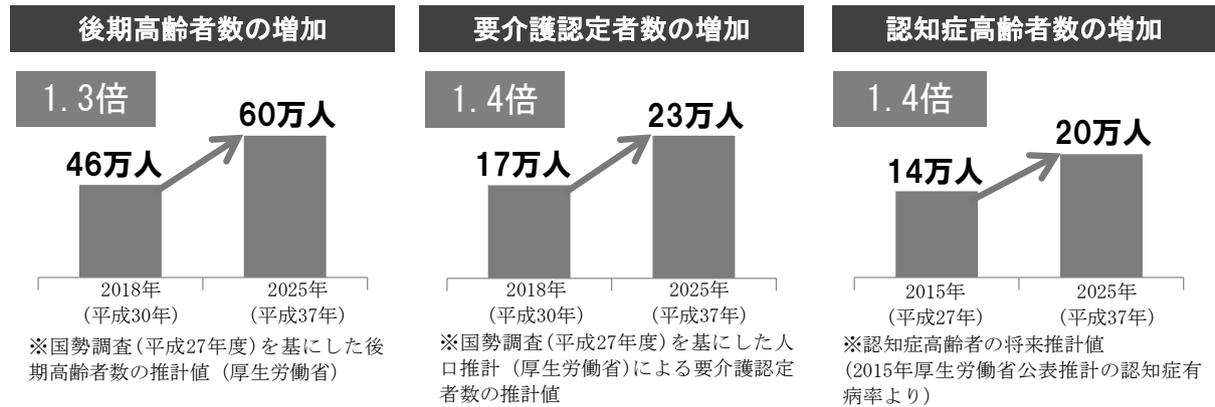
- 1 特別養護老人ホーム整備のための国有地の更なる活用
 - ・ 国においては、2020年代初頭までに、家族の介護を理由とした離職をなくす「介護離職ゼロ」の実現を目指し、介護サービス確保等に取り組んでおり、2016（平成28）年から、介護施設整備のための国有地の貸付を行っています。
 - ・ この貸付は、用地取得費等の負担をなくし、当初10年間の貸付料の減額も受けられるため、用地確保が困難な都市部において介護施設整備を進める上で、立地の良い土地が確保でき、事業者の初期投資の負担を大幅に軽減できる有効な支援策となっています。横浜市では、特別養護老人ホーム整備運営法人の公募において、2016（平成28）年度からの3か年で8か所の国有地を活用することとしていますが、従来よりも応募が増加し、応募法人の約7割が用地代の負担軽減をメリットとして挙げるなど、法人の参入意欲向上につながっています。

- ・ 特別養護老人ホームの整備について、横浜市では、定員が大幅に不足する 2025（平成 37）年に向けて、これまで計画していた整備量を倍増し、年間 600 床の整備を進めることとしました。また、そのための整備手法として、大規模な用地を必要とする「広域型特別養護老人ホーム」のほか、用地確保が困難な市街地における整備が促進されるよう、定員が 29 人以下で、小規模な用地でも実施可能な「サテライト型特別養護老人ホーム」による整備も積極的に進めます。
- ・ 今後、整備を加速させる上で、民有地や市有地貸付だけで進めていくことは困難なため、特別養護老人ホームの整備に活用できる国有地を、小規模のものも含めて、更に提供するとともに、2020（平成 32）年度末までの時限措置である現行の貸付制度を延長することを提案します。

2 認知症対応型グループホームへの補足給付の実施

- ・ 特別養護老人ホームの入所要件が原則「要介護 3」以上に限定されたことに伴い、「要介護 1・2」の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、在宅での生活が困難な認知症高齢者の生活の場として、認知症対応型グループホームの役割は、今後ますます重要になります。
- ・ 一方で、認知症対応型グループホームの居住費等は、特別養護老人ホームに比べて高く、さらに、特別養護老人ホームの居住費等への助成（低所得者の居住費等を介護保険の給付によって補う仕組み）のような制度がないため、同じ所得であっても、これらの施設の間では費用負担の差が生じています。
- ・ 現在、横浜市の取組として、介護保険の地域支援事業のメニューの一つである、認知症対応型グループホームの家賃等助成事業を活用し、低所得者向けに居住費負担の軽減を行っていますが、今後、利用者の増加が見込まれる中では、地域支援事業の上限枠を圧迫し、他の事業の執行にも支障が出るのが懸念されます。
- ・ そこで、低所得の認知症高齢者が安心して生活できるよう、介護保険による補足給付の適用範囲を見直し、認知症対応型グループホームを補足給付の対象に追加することを提案します。

■参考1 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年における横浜市の各種推計値



■参考2 横浜市における特別養護老人ホーム整備での国有地活用状況

公募年度	国有地	所在地
H28年度	2 か所	港南区日野、港南区日野南
H29年度	3 か所	西区老松町、南区山谷、金沢区泥亀
H30年度	3 か所(予定)	—

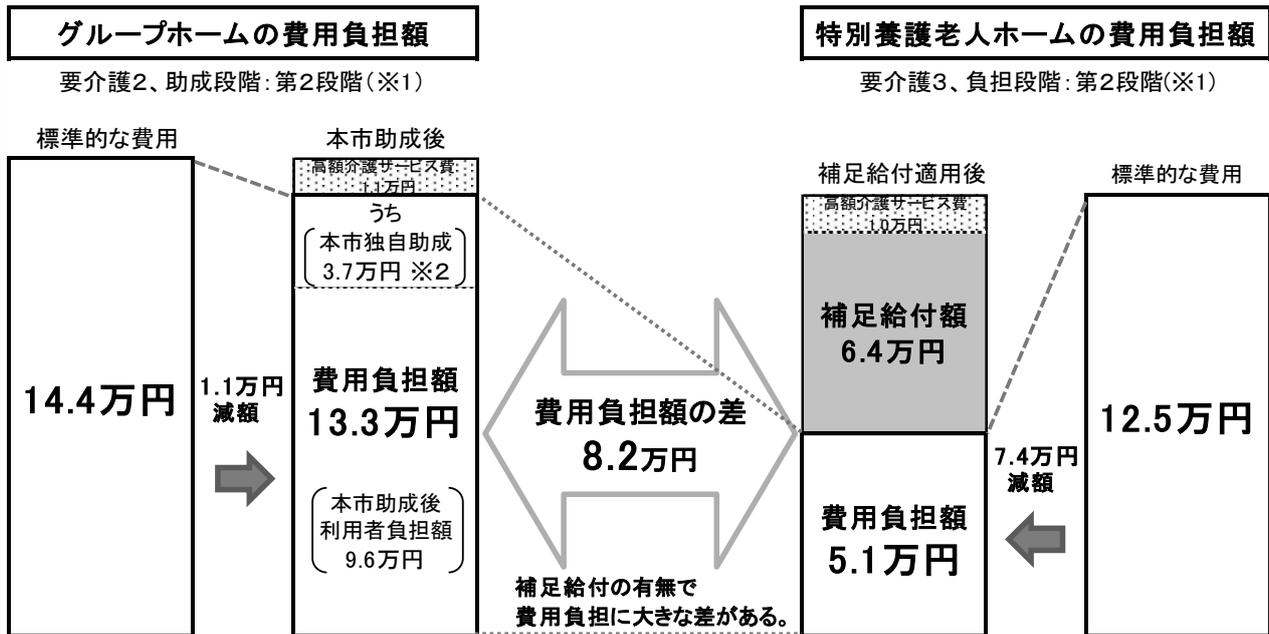
■参考3 横浜市における特別養護老人ホーム整備運営法人の応募状況

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
公募定員	210人	230人	290人	290人	370人	300人	360人
応募 状況	民有地	5 法人	11 法人	10 法人	7 法人	6 法人	1 法人
	市有地	—	—	—	—	2 法人	—
	国有地	—	—	—	—	—	14 法人
	計	5 法人	11 法人	10 法人	7 法人	8 法人	15 法人

■参考4 特別養護老人ホームの必要面積

- 広域型特別養護老人ホーム
 - 土地面積：約5,200㎡ (H28年度選定特養の平均面積)
 - 延床面積：約6,000㎡ (本入所定員100人とした場合)
- サテライト型特別養護老人ホーム
 - 土地面積：約1,080㎡ (既存施設の平均面積)
 - 延床面積：約1,430㎡ (既存施設の平均面積)

■参考5 横浜市における入居に係る費用負担の比較（グループホームと特別養護老人ホーム）



- ・費用の内訳は利用料（1割負担分）、居住費・食費の月額
- ※1 非課税世帯で年収80万円以下
- ※2 本市独自助成の内訳（利用料 0.7万円、居住費等 3.0万円）

■参考6 横浜市におけるグループホーム助成制度（利用料・居住費等）

要件	内容
市民税非課税世帯で ・年間収入見込額が単身で150万円以下 ・預貯金等が単身で350万円以下 ・居住用以外の不動産を有していない 等	【利用料】本市独自事業 利用者負担額の5%（1割負担の半分）を軽減。 なお、残る負担が一定額を超える場合は、その分を軽減。（第2段階の場合は、7,500円超過分）
	【居住費等】地域支援事業 家賃・食費・光熱水費について、 月額29,800円を上限として助成。

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致に向けた協力（国土交通省、農林水産省）

国際園芸博覧会の招致に向けた協力

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市は、環境問題や超高齢社会への対応などの社会課題を解決する「**環境未来都市**」や、「**グローバルMICE都市**」にふさわしい国際的なMICE拠点としての取組を積極的に進めています。また、樹林地や農地の保全、緑の創出のために「**横浜みどりアップ計画**」による総合的な取組を進めてきました。
- ・ 平成29年3月25日から6月4日まで開催した、**第33回全国都市緑化よこはまフェア**では、来場者数が想定500万人を大きく上回る約600万人となり、多くの皆様に花や緑のある生活の豊かさやまちづくりの大切さを実感いただきました。
- ・ 一方、27年6月に、市内米軍施設の中で最大面積であった**上瀬谷通信施設**が返還されました。横浜のみならず首都圏でも貴重で広大な土地(約242ha)であり、その土地利用は新たな活性化拠点になると考えます。

【提案内容の説明】

- ・ 横浜市では、都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上、更には国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、**国有地の活用による国際園芸博覧会***の招致を検討しています。
- ・ 今年設置した**国際園芸博覧会招致検討委員会**における審議とともに、地権者の皆様をはじめ市民・企業の皆様や関係者の皆様のご意見を踏まえながら、**横浜市としての基本構想（案）**を策定し、**国際園芸博覧会の開催を早期に要請したいと考えておりますので、国際園芸博覧会の招致に向け、関係府省の協力が不可欠**です。

※国際園芸博覧会は、1990（平成2）年に大阪で開催された**国際花と緑の博覧会**が国内初で、開催理念である「自然と人間との共生」を全世界に発信し、**環境を重視する都市づくり等の先導的役割を果たしました。**

国際園芸博覧会についての横浜市の基本的な考え方（素案）

現時点での国際園芸博覧会についての本市の基本的な考え方は次のとおりです。

◎開催意義（案）

【国内】 未来への展望を示し、社会変革の契機としての国際園芸博覧会の開催

⇒未来の社会のモデルとなる「生活の『質』の向上を重視した社会の実現」

【横浜】 海外との花文化の交流窓口の歴史、環境施策を展開する横浜での開催

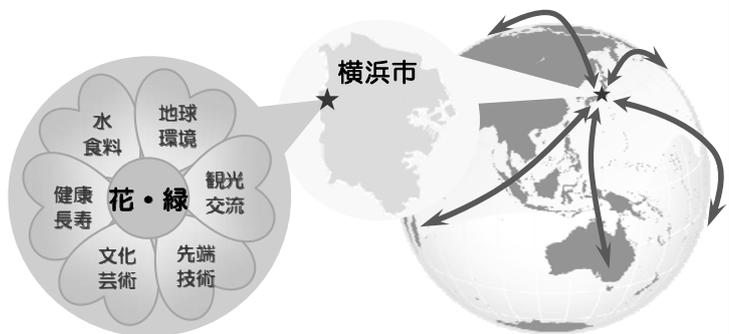
⇒都市緑化よこはまフェアをステップとした「Garden City Yokohama に向けた都市づくり」

【地域】 戦後 70 年の返還地であり首都圏最大級の広大な空間での開催

⇒横浜市郊外部の活性化拠点としての「旧上瀬谷通信施設のまちづくりの起爆剤」

◎開催理念（案）

未来にむけて、花や緑を通して、地球規模の環境問題である温暖化や生物多様性、食料問題などの解決を促し、暮らしや健康・文化などの生活の「質」の向上の新たな提案を行う、時代の転換点となる国際園芸博覧会の開催



海外と日本の文化交流の窓口となった横浜から発信

◎開催の基本事項（想定）

開催区分 国際園芸博覧会（A1）、国際博覧会

開催地 旧上瀬谷通信施設*

*約 250 名の地権者の皆様と横浜市で将来の土地利用の検討を始めています。

開催年・期間 2026（平成 38）年 春から秋（6 か月間）

入場者 1,000 万人から 1,500 万人

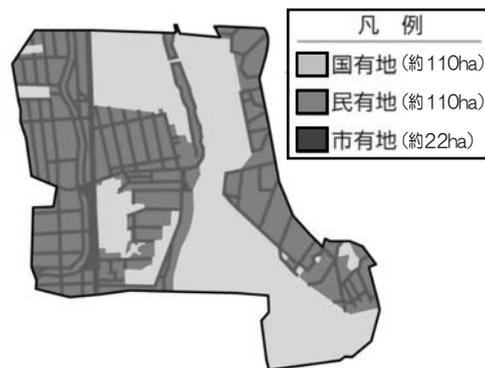
会場 国有地を中心に 80ha から 100ha 程度

旧上瀬谷通信施設（約 242ha）

航空写真



土地所有区分図



道路整備費枠の拡大と特例措置の継続（国土交通省）

- 1 必要な道路整備を進めるための国の道路整備費枠の拡大
- 2 重点配分対象外の社会資本総合整備計画に対する配分率の拡大
- 3 道路財特法に規定される、国庫負担補助率の特例措置の継続

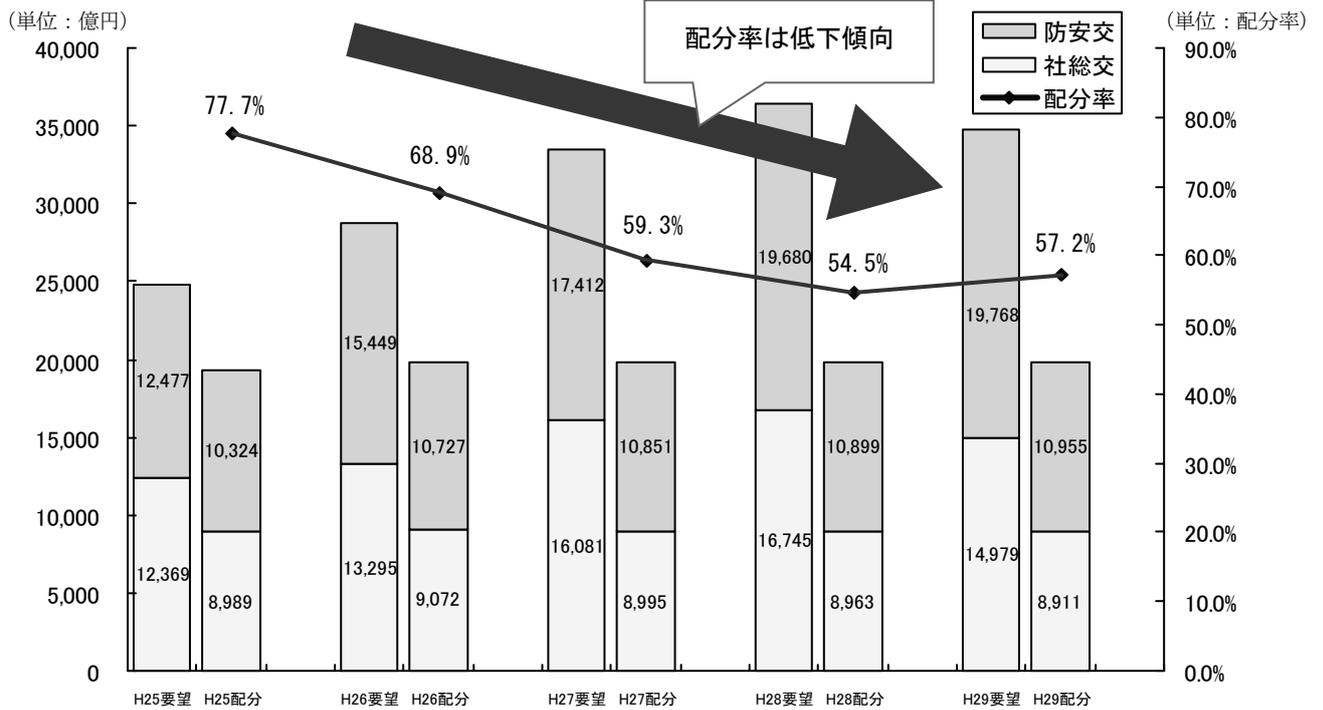
【提案の背景・必要性】

- 1 道路整備を通じて、国の掲げる「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」や「国民の安全・安心の確保」等を実現するためには、ストック効果が最大限発揮されるよう戦略的に取組を進めるとともに、防災・減災にも資する事業を着実に進めていく必要があります。一方、道路事業関係の社会資本整備総合交付金等は、全国の地方自治体の要望額に対する配分率が年々低下する傾向にあります。
- 2 特に、重点配分対象外の社会資本総合整備計画に対する配分率は、極めて低い水準で推移しており、計画的な事業の進捗に大きな支障となっています。
- 3 また、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）では、国の負担及び補助率を嵩上げする措置が規定されていますが、平成 20 年度以降 10 年間の特例措置であり、29 年度末に終了します。横浜市でも、道路整備を計画的に進め、ストック効果が最大限発揮されることを目指して取り組んでいる中、国の補助率等が低減されることは、今後の事業推進に大きな支障となります。

【提案内容の説明】

- 1 真に必要な道路整備を進めるために、国の道路整備費枠（社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を含む）をこれまで以上に拡大することが必要です。
- 2 計画的に事業を推進するために、重点配分対象外の社会資本総合整備計画に対しても、要望額に対する配分率を拡大する必要があります。
- 3 29 年度末で終了する道路財特法の特別措置を継続することが必要です。

【参考1】国への要望額と配分状況の推移（全国）



【参考2】道路財特法に基づく特例措置の主な内容

	直轄事業 (改築の場合)	補助事業 (改築の場合)		交付金事業 (社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金)	
		補助国道	都道府県道 市町村道	補助国道	都道府県道 市町村道
基本補助率	2 / 3	1 / 2	1 / 2 以内	1 / 2	1 / 2 以内
嵩上げ後 (~29年度末)	高規格幹線道路 7 / 10	5.5 / 10	地域高規格道路 5.5 / 10 以内	5.5 ~ 7 / 10 以内	7 / 10 以内

【参考3】道路財特法（抜粋）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

国際競争力及び防災力の強化に向けた高速道路等の整備推進（国土交通省）

- 1 横浜環状北西線の東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの開通に向けた事業費の確保
- 2 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路の通常補助化
- 3 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
- 4 横浜北線馬場出入口の開通に必要な関連街路の事業費の確保
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進
- 6 直轄国道の整備推進

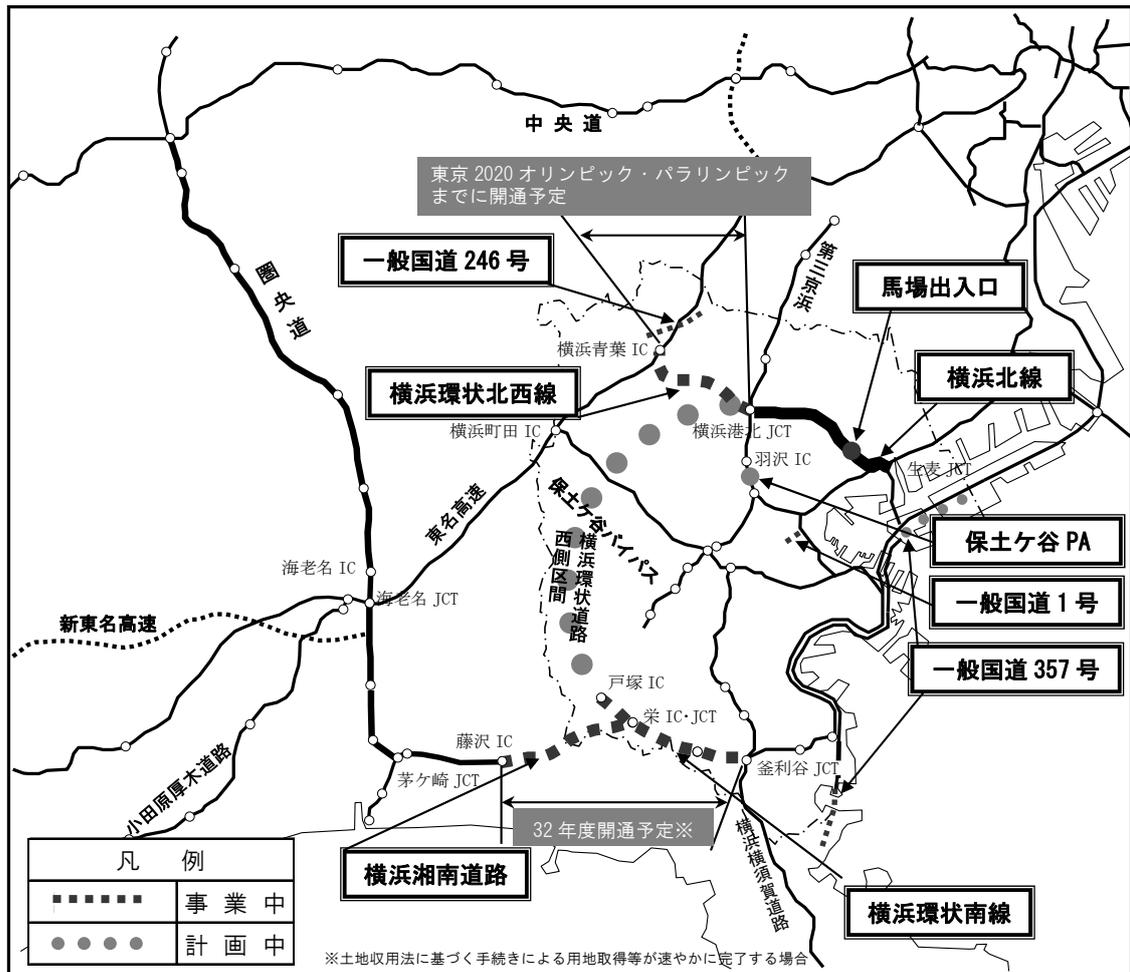
【提案の背景・必要性】

- 1 首都圏における幹線道路整備の遅れは、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等にも影響が及びます。横浜市及び首都圏の国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状北西線の整備が急務です。
- 2 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路である、主要地方道原宿六ツ浦線、田谷線、横浜藤沢線、環状3号線については、横浜環状南線及び横浜湘南道路と開通時期を合わせて整備を進めるため、計画的かつ集中的な投資が欠かせません。
- 3 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費については、国の平成27年、28年の事業評価監視委員会において、事業費の増加が決定されました。
- 4 横浜北線で唯一未開通の馬場出入口は、31年度の開通を目標に、接続する大田神奈川線と一体的に整備を進めています。北線の整備効果を最大限発揮するためにも早期開通が必要です。
- 5 市内の東西方向を結ぶ軸である国道1号、横浜新道及び第三京浜については、主要な渋滞箇所が集中していることから、早急に渋滞対策を進める必要があります。また、28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」の効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続が必要です。
- 6 横浜市及び首都圏の発展を一層促進するためには、他都市との円滑な交通を確保し、連携を強化することが必要です。

【提案内容の説明】

- 1 横浜環状北西線及び本線へのアクセス道路（川向線）が、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでに開通できるよう、今後も着実な事業費の確保が必要です。
- 2 圏央道の一部である、横浜環状南線及び横浜湘南道路へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦線、田谷線、横浜藤沢線、環状3号線）の通常補助化が必要です。
- 3 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分については、横浜市の負担増とにならないよう、有料道路事業を活用することを提案します。
- 4 馬場出入口の31年度までの開通を達成し、整備効果を最大限発揮できるよう、一体的に整備を実施している大田神奈川線の着実な事業費の確保が必要です。
- 5 国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策や、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜都心方面との出入口の設置促進のため、所要の調査設計等を推進することが必要です。
- 6 渋滞解消及び広域的な交通ネットワークの形成に向けて、一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道357号の着実な整備が必要です。

横浜市高速道路広域図



提案の担当／道路局横浜環状北西線建設課長 田中 洋介 TEL 045-671-2734
 道路局横浜環状道路調整課長 岡 靖之 TEL 045-671-3985
 道路局計画調整部事業推進課長 清水 裕之 TEL 045-671-2937

道路の踏切対策及び防災・安全対策の推進 (国土交通省)

- 1 連続立体交差事業の推進
 - (1) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の平成30年秋全線高架化に向けた事業費の確保
 - (2) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅周辺）連続立体交差事業における新規着工準備の採択
- 2 無電柱化推進に向けた財源確保と低コスト手法の早期実用化
- 3 道路施設の適切な維持管理と老朽化対策に向けた財源確保

【提案の背景・必要性】

- 1 連続立体交差事業は、複数の踏切の一斉除却により、踏切事故の解消と併せて、渋滞解消、バリアフリー化、防災力の向上、道路・市街地等との一体的な整備に伴うまちづくりの促進など、多面的で高いストック効果が期待できます。相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、平成30年秋の全線高架化後、周辺道路整備や高架下利用を進め、地域の一体化を図ります。また、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅周辺）連続立体交差事業については、除却対象踏切10箇所のうち6箇所が、期限を定めた対策が求められる「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急に対策を推進する必要があります。
- 2 無電柱化は、防災力の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成や観光振興等の観点から、取組を推進していく必要があります。一方で、無電柱化を進める上で、現在の一般的な整備手法である電線共同溝方式では、整備コストが高く、幅員の狭い道路への導入が困難なことが支障となっています。
- 3 横浜市が管理する橋りょうは、25年後に全体の約8割が建設後50年以上経過します。26年度から近接目視点検を進めている中で、橋りょうの約1割は損傷等が起きる可能性があるため早期に措置が必要な段階、約8割は損傷等が起きないように予防のための保全措置が必要な段階と診断しています。橋りょうをはじめとした多くの道路施設について、今後、点検結果を踏まえた長寿命化計画に基づき、補修などの老朽化対策を計画的かつ着実に進める必要があります。

【提案内容の説明】

- 1 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の30年秋の全線高架化に向けて、着実な事業費の確保が必要です。また、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅周辺）連続立体交差事業については、早期事業化に向けた都市計画決定や、環境影響評価等の手続きを円滑に進めるため、30年度の新規着工準備の採択

及び着工準備費の確保が必要です。

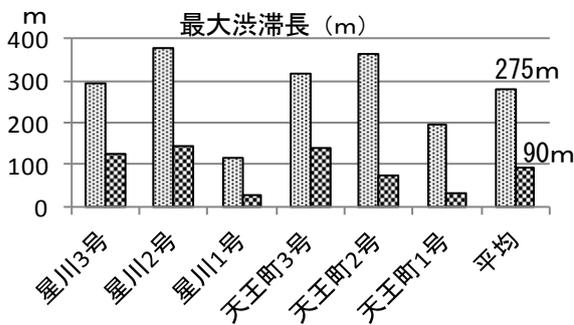
- 2 無電柱化を推進するための財源確保と、低コスト手法の早期実用化が必要です。さらに、直轄事業で実施する PFI 手法を活用した無電柱化整備のように、民間資金の活用などにより、事業費を平準化する取組を推進することが必要です。
- 3 橋りょうをはじめとした道路施設の適切な維持管理と老朽化対策には、点検結果に基づく計画的な予防保全・長寿命化を進めるための、交付金の更なる拡大が必要です。

●相鉄（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

【実施区間】星川駅～天王町駅 約1.9km

【踏切除却数】9か所（全て開かずの踏切）

最大渋滞長が、平均で67%（185m）減少



■ 高架化前 ■ 下り線高架化後

●相鉄（鶴ヶ峰駅周辺）連続立体交差事業

【検討区間】二俣川駅～西谷駅 約2.7km

【踏切除却数】10か所（うち開かずの踏切5か所）

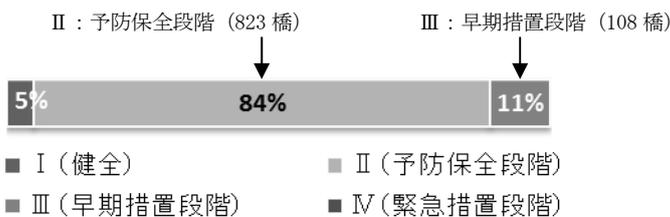


踏切による慢性的な渋滞状況

●横浜市の無電柱化の推進の取組

- ・「道路法第37条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限」（平成29年4月1日施行）全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。
- ・「無電柱化を推進する市区町村長の会」の活動
横浜市長が副会長を務める「無電柱化を推進する市区町村長の会」において、無電柱化の推進に関する法整備を求める要望を総理大臣や国土交通大臣に行うなど、無電柱化を推進する取組を行っています。
- ・「無電柱化推進計画」の策定検討
現在、緊急輸送路を中心に無電柱化の整備を行っていますが、今後は、安全性・快適性、景観形成の観点を取り入れた本市の推進計画を策定し、無電柱化に取り組んでいきます。

●市内橋りょうの点検結果（判定区分） H26～H28 全数



欠損した見晴橋（架け替え済）

提案の担当／道路局計画調整部事業推進課鉄道交差調整担当課長
道路局計画調整部企画課長
道路局建設部橋梁課長

上田 祐一郎 TEL 045-671-2757
樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746
安達 秀昭 TEL 045-671-2752

都市鉄道利便増進事業【神奈川東部方面線】の推進（国土交通省）

都市鉄道利便増進事業(神奈川東部方面線)の事業費所要額の確保

【提案の背景・必要性】

- ・ 都市鉄道利便増進事業で実施する神奈川東部方面線（相鉄・J R直通線及び相鉄・東急直通線）は、首都圏の広域鉄道ネットワークの形成に寄与する重要な路線であり、横浜市西部や神奈川県中央地域が東京都心と直結することにより様々な効果が期待できます。
- ・ 特に、相鉄線で横浜駅を經由し、東京方面に向かう路線に乗り換える利用者にとって、心身の負担が大きい混雑駅での乗り換えが回避されることは、時間短縮効果と相俟って、極めて大きな効果を発揮します。
- ・ 相鉄・J R直通線は、平成 31 年度下期の開業を 2 年後に控え、今後、開業に向けた準備が本格化します。また、相鉄・東急直通線は、34 年度下期開業に向け、工事が最盛期を迎えます。

【提案内容の説明】

- ・ この事業を着実に推進するため、国費をはじめとする事業費の所要額を確保するとともに、鉄道整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、関係者による工程管理及び事業費の執行管理を実施する必要があります。

【路線図】



【事業概要】

神奈川東部方面線 事業概要		
整備路線	相鉄・JR直通線	相鉄・東急直通線
整備区間	相鉄本線西谷駅～JR東海道貨物線 横浜羽沢駅付近	JR東海道貨物線横浜羽沢駅付近～ 東急東横線・目黒線日吉駅
運行区間	相鉄線：海老名駅・湘南台駅～西谷駅 ～羽沢駅（仮称）～JR線：新宿方面	相鉄線：海老名駅・湘南台駅～西谷駅 ～羽沢駅（仮称）～東急線：日吉駅～ 渋谷・目黒方面
整備延長	約 2.7 km	約 10.0km
整備主体	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
営業主體	相模鉄道株式会社	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社
運行頻度 (片道)	朝ラッシュ時間帯：4本/時 その他時間帯：2～3本/時	朝ラッシュ時間帯：10～14本/時 その他時間帯：4～6本/時

横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた事業費の確保(国土交通省、文部科学省、環境省)

1 横浜港の国際競争力強化

- (1) 横浜川崎国際港湾(株)への集貨・航路誘致等の支援
(所要額確保・補助率引上げ、高規格ガントリークレーン整備への支援等)
- (2) 戦略港湾施策の推進
(ロジスティクス・国内輸送の強化、コンテナターミナルの効率化等の推進、SOLAS 制限区域における確実な警備体制確保、設備更新への支援)
- (3) 先進的な港湾施設の着実な整備推進
(南本牧MC 4 等整備、新本牧事業化、大黒自動車岸壁機能強化)
- (4) 2020 年LNGバンカリングの本格始動に向けた体制整備

2 クルーズ拠点の形成に向けた客船受入機能の強化

- (1) 客船受入れのための岸壁・旅客ターミナルの整備促進
(新港9号、大黒自動車岸壁、大さん橋)
- (2) 山下ふ頭の既存岸壁活用のための改修

3 横浜港の賑わい創出

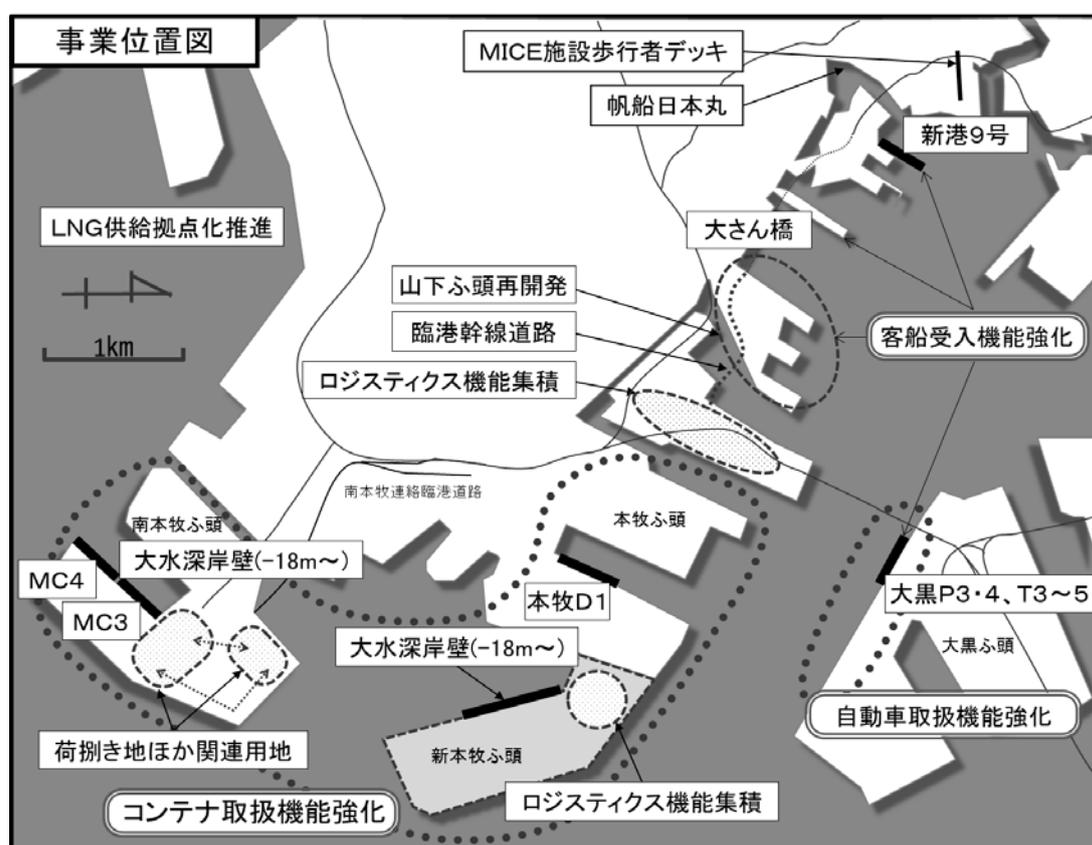
- (1) 山下ふ頭再開発に向けた倉庫等の移転・機能強化への支援
- (2) 臨港幹線道路(本牧～山下ふ頭間)の早期整備
- (3) MICE施設の整備に伴う歩行者デッキ等の整備促進
(みなとみらい21地区20街区周辺)
- (4) 帆船日本丸の重要文化財としての保存・活用への支援

4 特定外来生物「ヒアリ等」の調査・防除等に係る支援

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜川崎国際港湾(株)の「集貨」の取組では、基幹航路の維持・拡大、トランシップ誘致等に向けた幅広い支援と強力な集貨活動の実施等に係る所要額確保、補助率引上げや補助制度適用期間の延長等、補助の適用範囲拡充が不可欠です。
- ・ 「創貨」の取組では、高度な流通加工機能を有するロジスティクス機能を集積するため、物流施設の再編・高度化に対する支援が必要です。
- ・ 「競争力強化」の取組では、港湾コスト低減のため、高規格ガントリークレーン整備への補助、荷捌き地の直轄工事による整備(国有化)の推進が不可欠です。
- ・ 海外では無差別かつ同時多発的なテロ事件が多発しており、主要な外国貿易の玄関となる戦略港湾では、特に警備体制の強化・徹底への支援が必要です。
- ・ IT化の推進や港内輸送の低コスト化のための支援など、これまで以上に戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、対象を拡大することが必要です。
- ・ 南本牧MC 4 整備、本牧D 1 改良の推進とともに、コンテナターミナルとロジスティクス施設を一体的に配置する新たな物流拠点として、新本牧ふ頭の事業化が必要です。

- ・完成自動車の取扱機能強化のため、自動車専用船岸壁、大黒ふ頭P3・4、T3～5整備の推進を引き続きお願いします。
- ・2020年に船舶燃料の規制が強化されることを踏まえ、LNGバンカリング船の建造等、受入体制の整備支援が不可欠です。
- ・新たなクルーズ船受入施設となる新港9号岸壁の早期改修、超大型客船の受入機能強化等に加え、訪日外国人旅行者の「おもてなし」への支援が必要です。
- ・山下ふ頭の再開発に伴う既存倉庫等の移転及び機能強化への支援や臨港幹線をはじめとする基盤施設等の整備が必要です。
- ・横浜港の賑わい創出に向けて、みなとみらい21地区20街区周辺のMICE施設の整備に伴う歩行者デッキ等の整備や重要文化財指定を受ける帆船日本丸の保存・活用への支援をお願いします。
- ・人体などに被害を及ぼす特定外来生物「ヒアリ等」の侵入・定着を防ぎ、市民の安全を確保するため、調査・防除及び港湾施設の対策工事に係る国の支援が必要です。



提案の担当／港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長
 港湾局港湾物流部物流運営課担当課長
 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長
 港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課長
 都市整備局都市再生部みなとみらい21推進課長
 港湾局港湾管財部管財第一課長
 環境創造局政策調整部政策課環境プロモーション担当課長

菅谷 良一 TEL 045-671-2702
 斎藤 慎太郎 TEL 045-671-2714
 岩上 教行 TEL 045-671-2919
 永田 実 TEL 045-671-2873
 本城 泰之 TEL 045-671-7312
 有路 益義 TEL 045-671-2874
 白井 正和 TEL 045-671-3501
 石黒 茂光 TEL 045-671-7179
 小川 久美子 TEL 045-671-3830

里山ガーデン

今年の秋は、里山でお花見！

秋の 大花壇



開催期間：2017（H29）.9.22～10.22
里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>